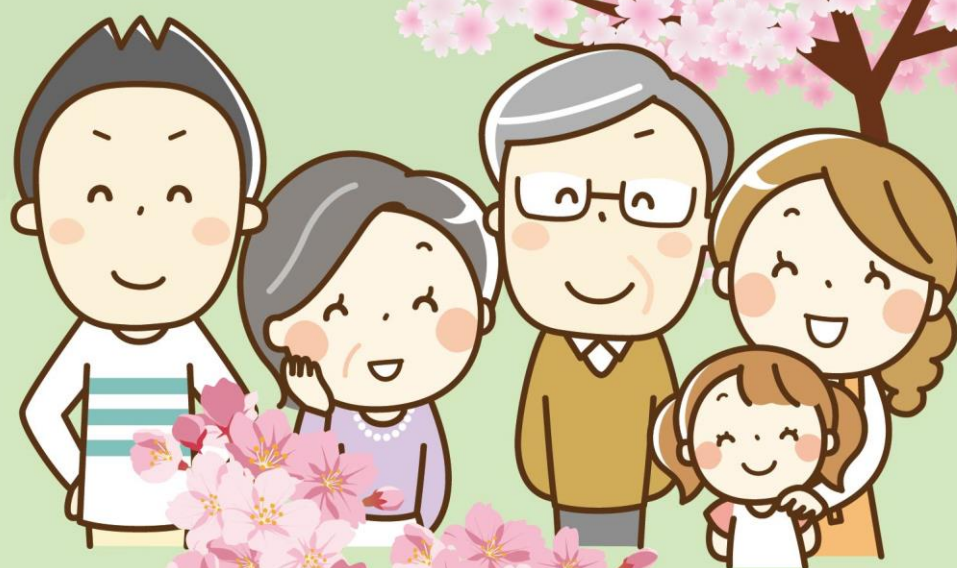


大阪狭山市高齢者保健福祉計画 及び第9期介護保険事業計画



令和6年(2024年)3月
大 阪 狭 山 市

計画策定の背景と趣旨

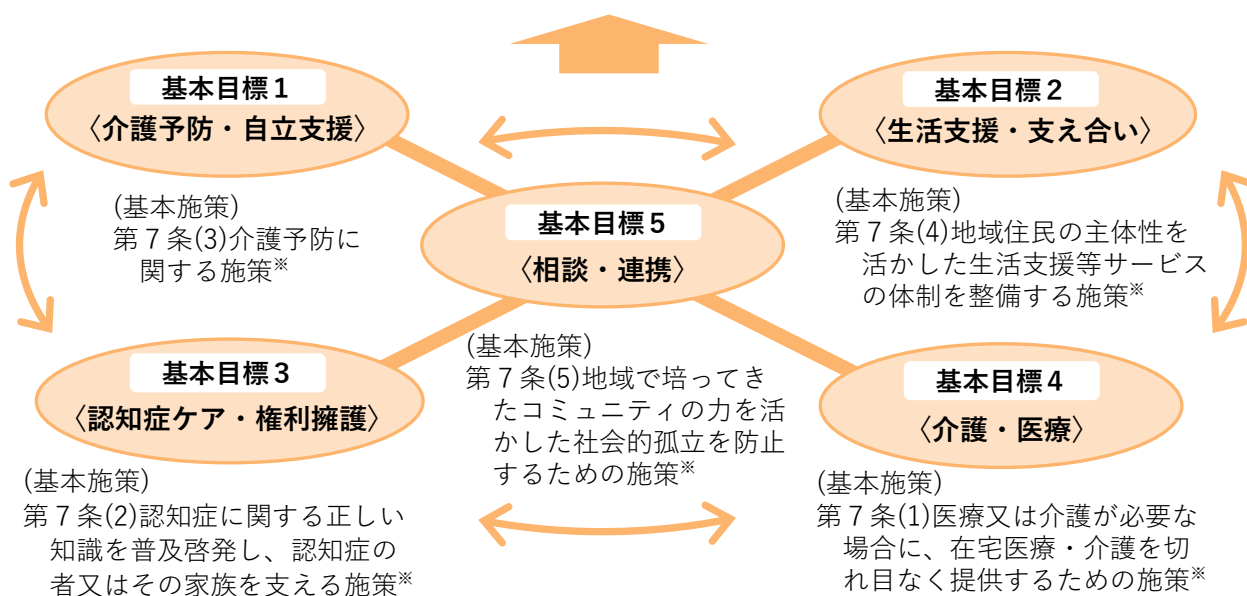
本市においては、高齢者人口は増加し続けることが予測され、そのうち、75歳以上人口は令和11年前後をピークに減少していく一方、85歳以上については減少することなく増加し続けると予測されるため、要介護認定率の上昇や介護給付費の増大が予測されます。

こうした本市の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが求められます。

大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例と本計画との関係性

本計画では、「大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例」のめざす姿を踏まえて、条例に位置付けられた以下の基本施策と、計画との体系との位置づけを明確にし、施策の推進を図ります。

【基本理念】 介護が必要な状態や認知症になっても、
高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、
いきいきと暮らせるやさしさのあるまち大阪狭山市



※大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例より

大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例について

本市では、令和5年（2023年）9月に高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることを目的に「大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例」を制定しました。

条例について詳しくはこちら



3

基本理念

本計画では、これまでの高齢者福祉の取組みの連続性、整合性の観点から第8期計画の基本理念として掲げてきた「我が事」・「丸ごと」の地域の支え合いの体制づくりの推進や包括的支援体制の構築により、市民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る「地域共生社会」の実現をめざすとともに、「大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例（令和5年9月施行）」との整合を図りながら、高齢者自身が介護予防や健康増進に努めることができるよう支援するとともに、地域全体が力を合わせて見守りや支援を行う「まちぐるみで支援する仕組み（地域包括ケアシステム）」の実現につなげます。

【基本理念】

介護が必要な状態や認知症になっても、
高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、
いきいきと暮らせるやさしさのあるまち大阪狭山市

4

本計画の期間は、令和 6 年度（2024年度）から令和 8 年度（2026年度）までの 3 年間です。

ますます高齢化が進み、介護サービスの需要の増加・多様化が想定されるとともに、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。

令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
< 令和 22 年（2040 年）までの見通し >								
大阪狭山市高齢者保健福祉計画 及び第 8 期介護保険事業計画			大阪狭山市高齢者保健福祉計画 及び第 9 期介護保険事業計画			大阪狭山市高齢者保健福祉計画 及び第 10 期介護保険事業計画		

5

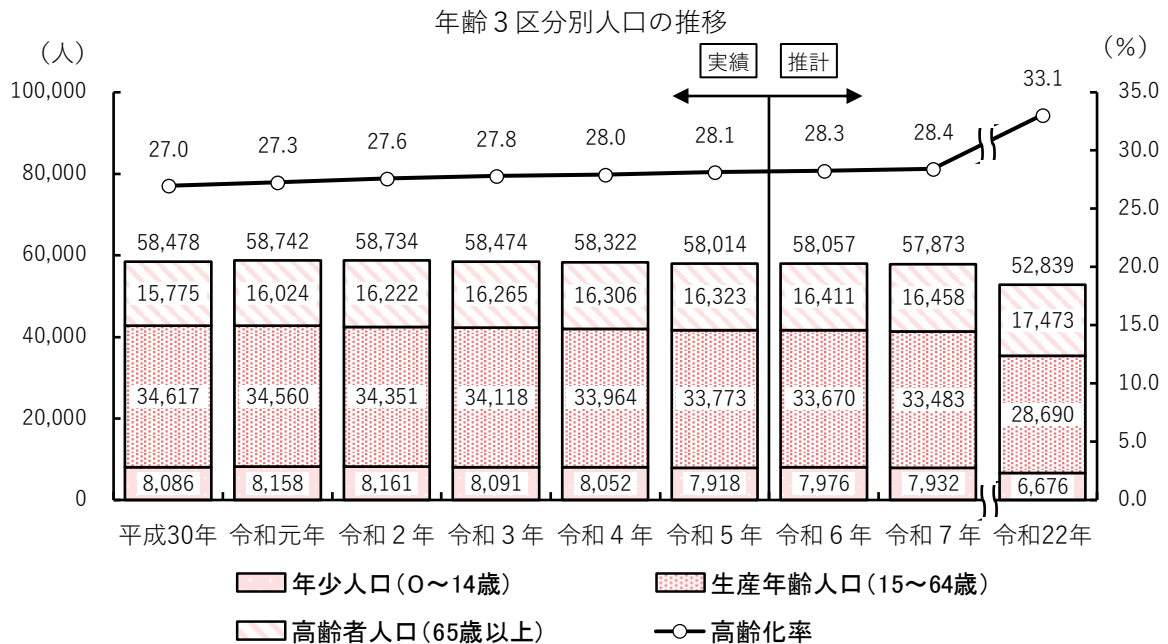
(1) 大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、保健・医療・福祉関係者等によって構成する「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

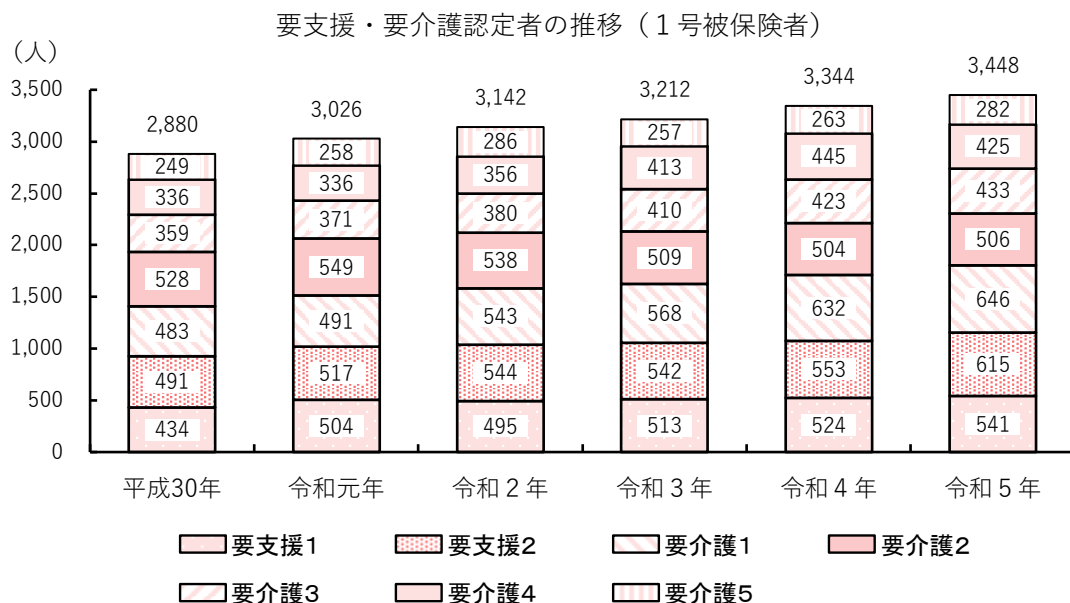
総人口・高齢者人口及び高齢化率の推移と推計

本市の総人口は、令和5年（2023年）に58,014人となっており、概ね減少傾向にあります。高齢者人口は年々増加し、令和5年（2023年）には16,323人となっています。高齢化率も令和5年（2023年）には28.1%となっており、緩やかに増加・上昇しています。



要介護度別認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和5年（2023年）に3,448人となっています。平成30年（2018年）からの伸び率を介護度別でみると、要介護1の伸びが最も大きく、次いで、要介護4が大きくなっています。



7 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

介護が必要な状態や認知症になっても、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、いきいきと暮らせるやさしさのあるまち大阪狭山市

1
〈介護予防・自立支援〉
～高齢者の自立（自律）
及び健康寿命の延伸を
支援します～

(1) 介護予防の推進

(2) 健康づくりと生活習慣病予防の推進

(3) 生きがいの充実

(4) 社会参加・就業支援の充実

2
〈生活支援・支え合い〉
～高齢者が安心して暮らし
続けられる地域での支え
合い体制づくりをすすめ
ます～

(1) 高齢者の日常生活を総合的に支援する
体制づくり

(2) 包括的な見守り・支え合い体制の強化

3
〈認知症ケア・権利擁護〉
～認知症になっても尊厳
を保持し、自らの意思
が尊重され、暮らし続
けることができるよう
支援します～

(1) 認知症の早期発見につなげる普及・啓発の
促進

(2) 認知症支援体制の強化

(3) 虐待防止対策の推進

(4) 権利擁護の推進

4
〈介護・医療〉
～住み慣れた地域で暮ら
し続けられるよう持続
可能な介護・医療体制
を確保します～

(1) 持続可能な保健福祉・介護サービスの
提供体制の確保

(2) サービスの質の向上に向けた取組み

(3) 介護保険制度の円滑な運営のための
仕組みの充実

(4) 医療と介護の連携促進

5
〈相談・連携〉
～気軽に相談できる、顔
の見える関係づくりを
推進します～

(1) 地域福祉関係者や関係機関のネットワー
ク構築の推進

(2) 地域包括支援センターの機能強化

基本目標1 〈介護予防・自立支援〉

～高齢者の自立（自律）及び健康寿命の延伸を支援します～

（1）介護予防の推進

- 地域住民との連携による介護予防の仕組みづくり
- 一般介護予防事業の推進
- リハビリテーション専門職等による自立支援に向けた取組みの強化
- 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築
- 保険者機能強化推進交付金等の活用

（2）健康づくりと生活習慣病予防の推進

- 市民の主体的な健康づくりへの支援
- 生活習慣病等の疾病予防の推進
- その他保健事業に基づく健康づくりへの支援の推進
- フレイル予防の推進

（3）生きがいの充実

- 高齢者の生きがい・居場所づくり
- 老人クラブ活動への支援
- 敬老事業

（4）社会参加・就業支援の充実

- ボランティア活動・社会貢献活動への支援
- 高齢者の就業支援



基本目標2 〈生活支援・支え合い〉

～高齢者が安心して暮らし続けられる地域での支え合い体制づくりをすすめます～

（1）高齢者の日常生活を総合的に支援する体制づくり

- 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- 地域福祉活動の推進
- 高齢者福祉サービスの提供
- ヤングケアラーを含む家族介護者への支援の充実
- 住まいに関する安全・安心の確保
- 生活環境の整備
- サービス付き高齢者向け住宅等、良質な住まいを確保するための支援

（2）包括的な見守り・支え合い体制の強化

- 重層的な支援体制の構築
- 地域の見守り体制の強化とサービス・制度の隙間にいる要援護者発見のための仕組みの充実
- 生活困窮高齢者などに対する地域での孤立防止への取組みの推進
- 地域での交流、支え合いの活動拠点の充実
- 災害・感染症等における支援体制の強化

基本目標３ 〈認知症ケア・権利擁護〉

～認知症になっても尊厳を保持し、自らの意思が尊重され、暮らし続けることができるよう支援します～

（１）認知症の早期発見につなげる普及・啓発の促進

- 認知症に関する知識の普及・啓発
- キャラバン・メイトの養成及び資質向上
- 認知症サポーターの養成
- 若年性認知症の人への支援
- 地域住民による見守りや支え合い
- 身近な場所での相談支援体制の充実

（２）認知症支援体制の強化

- かかりつけ医等関係機関との連携
- 認知症初期集中支援チームによる支援の充実
- 地域包括支援センターの調整機能を生かした支援の推進
- 認知症地域支援推進員による支援の推進
- 地域密着型サービスの充実
- 家族に対する支援の充実
- 認知症ケアの質の向上

（３）虐待防止対策の推進

- 虐待防止及び啓発の推進
- 虐待に対する適切な対応
- 高齢者虐待対応専門職の資質の向上

（４）権利擁護の推進

- 成年後見制度活用のための支援
- 市民後見人の養成
- 日常生活自立支援事業の周知、利用促進
- 消費者被害防止のための取組み

基本目標４ 〈介護・医療〉

～住み慣れた地域で暮らし続けられるよう持続可能な介護・医療体制を確保します～

（１）持続可能な保健福祉・介護サービスの提供体制の確保

- 介護サービスの提供体制の充実
- 地域密着型サービスの提供体制の充実及び自立支援・重度化防止の理念の共有

（２）サービスの質の向上に向けた取組み

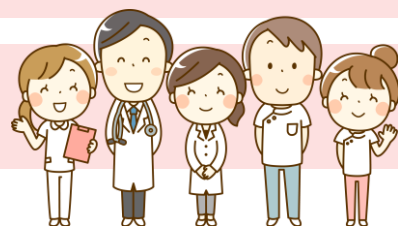
- 介護サービス事業者に対する指導・助言等の取組み
- 介護サービスに関する苦情・相談体制の充実
- 介護従事者の育成・定着に向けた支援
- 介護現場の生産性向上の推進

（３）介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実

- 介護保険事業に関する評価の実施
- 介護給付適正化に向けた取組み
- 介護サービスの普及・啓発の推進

（４）医療と介護の連携促進

- 医療と介護の連携促進



基本目標 5 〈相談・連携〉

～気軽に相談できる、顔の見える関係づくりを推進します～

(1) 地域福祉関係者や関係機関のネットワーク構築の推進

- 地域の総合的な相談支援体制の強化
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた関係機関の連携の強化

(2) 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの包括的・継続的支援機能の充実
- 地域包括支援センターの普及・啓発

9

介護保険サービスの事業費の見込みと保険料の設定

令和 6 年度 (2024 年度) から令和 8 年度 (2026 年度) までの 3 年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第 1 号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

単位：(円、人)

	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	合 計
標準給付費見込額	5,456,078,673	5,609,026,696	5,757,564,752	16,822,670,121
地域支援事業費	363,909,955	386,641,784	410,739,930	1,161,291,669
介護予防・日常生活支援総合事業費	233,751,255	255,570,949	278,887,753	768,209,957
包括的支援事業・任意事業費	130,158,700	131,070,835	131,852,177	393,081,712
第 1 号被保険者負担分及び調整交付金相当額	1,623,088,881	1,672,233,633	1,720,532,702	5,015,855,216
調整交付金見込額	211,662,000	232,825,000	257,757,000	702,244,000
財政安定化基金拠出金見込額	0			0
介護保険給付準備基金取崩額	645,241,128			645,241,128
第 9 期保険料収納必要額	3,668,370,088			3,668,370,088
予定保険料収納率	99.00%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	16,194 人	16,240 人	16,270 人	48,705 人
年額保険料基準額	76,080 円			
月額保険料基準額	6,340 円			

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

● 第 9 期保険料収納必要額の見込額

第 9 期保険料収納必要額
令和 6 年度 (2024 年度) ～令和 8 年度 (2026 年度)

3,668,370,088 円

第9期における第1号被保険者の保険料の設定

第9期の介護保険給付費の見込額等から保険料を推計し、第1号被保険者（65歳以上）の方の第9期計画期間（令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度））の介護保険料の基準月額が6,340円となりました。

第9期介護保険料基準月額

6,340 円

●第9期計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））所得段階別保険料

所得段階	対 象 者	保険料率 (基準額への乗率)	年額保険料	参考月額 保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	34,617 円 (21,683 円)	2,885 円 (1,807 円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.65 (0.45)	49,452 円 (34,236 円)	4,121 円 (2,853 円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.69 (0.685)	52,495 円 (52,115 円)	4,375 円 (4,343 円)
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	64,668 円	5,389 円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	76,080 円	6,340 円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.10	83,688 円	6,974 円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上170万円未満の人	1.20	91,296 円	7,608 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が170万円以上210万円未満の人	1.30	98,904 円	8,242 円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	114,120 円	9,510 円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	129,336 円	10,778 円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上620万円未満の人	1.90	144,552 円	12,046 円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上820万円未満の人	2.10	159,768 円	13,314 円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上1,020万円未満の人	2.30	174,984 円	14,582 円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の人	2.50	190,200 円	15,850 円

第1段階～第3段階の保険料について、公費により（ ）内の保険料率・保険料額へ軽減されます。

🏠 市民

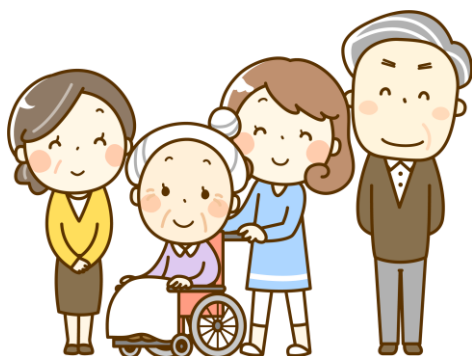
- 介護予防・健康づくりについて正しい知識の習得に努め、今から実践する
- 地域の一員として自分ができる支え合い活動を見つけて、できることから行動する
- 認知症を正しく理解するため、認知症サポーター養成講座などに参加する
- 自身のQOL（Quality of Life）の向上を図り、自身に必要な過不足のない医療・介護サービスを選択し利用する
- 日頃からコミュニケーションを図り、相談できる相手をつくる

👥 地域・関係機関等

- 専門職等は、介護予防・健康づくりの重要性について普及・啓発を行う
- 自治会や専門職等は、行政と連携し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護者への見守り等の重層的なネットワークの構築を図る
- 自治会や専門職等は、認知症の正しい理解に向けた周知・啓発を積極的に行う
- 専門職等は、行政と連携し、要介護者等の心身の状況やおかれている状況に応じた自立支援・重度化防止に資する医療・介護サービスの提供を行う
- 自治会、老人クラブや専門職等は、情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者等と日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築く

🏢 市

- 住民主体の通いの場づくりや地域の支え合いの体制づくり、地域での介護予防活動の支援者を確保・育成する
- 生活支援コーディネーターを中心に、地域の実情や課題を把握し、地域に必要な住民主体の支え合い活動の創出に取り組む
- 認知症を正しく理解し、地域で認知症の人を支援する体制を整備するため、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトを養成する
- 要介護者等の心身の状況やおかれている環境に対応する介護サービス基盤の整備・充実に努める
- 高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能強化を図る



地域の身近な相談窓口

● 大阪狭山市地域包括支援センター ●

高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・健康・医療などの専門職が相談・支援を行っています。

【所在地】大阪狭山市狭山一丁目 862 番地の 5（大阪狭山市役所南館内）

【電話】072-368-9922

● 高齢者介護なんでも電話相談 ●

高齢者の介護に関するさまざまな相談に応じます。まずはお気軽にお電話ください。

〔相談受付時間〕月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分

【電話】072-365-2941（大阪狭山市地域包括支援センター内）

お電話でも
ご相談できます

● さやりんおれんじダイヤル ●

40 歳以上の在宅で生活している認知症または認知症が疑われる人で、以下のいずれかに該当する人に対し、複数の専門職により構成する「認知症初期集中支援チーム」がサポートを行います。

・医療・介護サービスを受けていない、または中断している人

・医療・介護サービスを受けているが、認知症の症状で対応に苦慮しているご家族等

〔相談受付時間〕月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分

【電話】072-360-3588（大阪狭山市地域包括支援センター内）

● 在宅介護支援センター ●

地域の高齢者などの相談に応じ、必要なサービスが受けられるように行政機関・サービス提供事業者・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行っています。24 時間・365 日体制で相談を受け付けており、在宅介護に関する悩みや問題に対応します。

くみのき苑在宅介護支援センター（特別養護老人ホームくみのき苑内）

【所在地】大阪狭山市東茱萸木四丁目 1977 番地 【電話】072-367-9550

さやまの里在宅介護支援センター（介護老人保健施設さやまの里内）

【所在地】大阪狭山市岩室二丁目 185 番地の 11 【電話】072-367-1828

● 大阪狭山市基幹相談支援センター ●

障がい者の総合相談窓口として、専門職が相談・支援を行っています。【電話】072-365-1144

● 大阪狭山市生活サポートセンター（生活困窮者自立支援事業） ●

働きたくても働けない、借金・滞納があるなど、生活に困っている方の相談窓口として、包括的・継続的に支援を行っています。【電話】072-368-9955

● 権利擁護センター（日常生活自立支援事業） ●

認知症・知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行っています。【電話】072-368-2111

〔相談受付時間〕月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分（祝日・12/29～1/3 は除く）

【所在地】大阪狭山市狭山一丁目 862 番地の 5（大阪狭山市役所南館内）

大阪狭山市地域包括支援センター、大阪狭山市基幹相談支援センター、大阪狭山市生活サポートセンター、権利擁護センターは、大阪狭山市社会福祉協議会が市からの委託を受け運営しています。

チャレンジ目標

元気にいきいきと自分らしく過ごすためには、生きがいや社会・地域とのつながりを持続することが大切です。まずは簡単な目標を立てることから始め、徐々にいろんなことにチャレンジしてみましょう。

チャレンジ目標

(記入例) 目標：毎日、15分以上歩く

やること：歩く前にストレッチをする

自立

健康状態から要介護状態にならないために



加齢

健康	フレイル	要介護
・適度な運動 ・バランスの良い食事 ・定期的な健康診査 ・健康についての情報収集	・歩く、動く ・しっかり噛みしっかり食べる ・しっかり口腔ケアをする ・一人で家に閉じこもらない ・自治会、老人クラブの行事に参加する ・定期的な健康診査	・地域包括支援センターへ相談 ・医療機関への受診 ・家族や近所との交流 ・介護サービスの情報収集

大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画【概要版】

令和6年（2024年）3月発行

編集 大阪狭山市 健康福祉部 高齢介護グループ

（令和6年（2024年）4月からは高齢者福祉グループ）

健康推進グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

電話 072-366-0011（代表）